



平成 16 年 10 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 シーマ
代表者名 代表取締役社長 白石 幸栄
(登録銘柄 コード番号 7638)
問合せ先 執行役員 総務部長 松橋英一
TEL 03-3567-8091

2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額決定および償還期限の訂正に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 10 月 25 日開催の当社取締役会において決議致しました、2009 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（そのうち新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行に関し、当初における、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額（「当初転換価額」）について決定致しました。また、平成 16 年 10 月 25 日付「2009 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ」の償還期限に訂正がございますので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 当初転換価額 1 株につき 940 円

(参考)

- ・当初転換価額算定日 平成 16 年 10 月 26 日
- ・上記転換価額算定日における日本証券業協会が公表する株価（最終売買価格） 940 円
- ・アップ率 $[\{(転換価額) / (株価(最終売買価格)) - 1\} \times 100]$ 0%

2. 新株予約権発行価額中の資本組入額 1 株につき 470 円

3. 償還期限の訂正（訂正部分は下線で記載した通りです。）

(訂正前)

ご注意：この文章は、当社の 2009 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

8. 本社債に関する事項

(1) 本社債の満期償還

2009年11月16日（償還期限）に本社債額面金額の100%で償還する。

(2) 本社債の繰上償還

① 当社の選択による繰上償還

（省略）

② 本新株予約権付社債の社債権者の選択による繰上償還

本社債の社債権者は、その選択により、その保有する本社債を2007年11月16日に本社債の額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。（後略）

（訂正後）

8. 本社債に関する事項

(1) 本社債の満期償還

2009年11月16日（償還期限、ロンドン時間）に本社債額面金額の100%で償還する。

(2) 本社債の繰上償還

① 当社の選択による繰上償還

（省略）

② 本新株予約権付社債の社債権者の選択による繰上償還

本社債の社債権者は、その選択により、その保有する本社債を2007年11月16日（ロンドン時間）に本社債の額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。（後略）

以上

ご注意：この文章は、当社の2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。